

(案)

(追加資料)

府消委第 号  
平成 年 月 日

消費者庁長官  
岡村 和美 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正二

民法の成年年齢が引き下げられた場合の新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策について(回答)

平成28年9月1日付け消政策第431号をもって当委員会に意見を求められた標記の件について、下記のとおり回答する。

記

別添「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」の内容を踏まえ、成年年齢を引き下げるものとする民法改正が実施される場合には、消費者教育、制度整備及びその他の措置について、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済の観点から、消費者庁において必要な取組を進めることが適当である。